ペースメーカ植え込み術後の障害程度の 再認定について

再認定時における障害認定

ペースメーカ植え込み術の施行により、日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、<u>術後3年以内に必ず再認定</u>を行い、身体活動能力(運動強度:メッツ※)によって等級を認定します。

(注 再認定により、障害等級が下がる場合もあります。(例:1級→3級等))

診断書・意見書の内容について

身体活動能力(運動強度:メッツ)は医師の問診等により判定されますので、 再認定の際は、<u>御自分の活動能力(同年齢の方と同じペースでできる生活動</u> 作)をありのまま医師にお伝え願います。

<u>診断等級や身体活動能力の程度については、医師(医療機関)にお問い合わ</u>せいただくようお願いします。

国の身体障害者(心臓機能障害)認定基準 医師のの診断 2メッツ以上4メッツ未満 3級相当 4メッツ以上 4級相当

障害の認定について

当センターでは、医師の診断書・意見書等の書類により認定を行っております。 等級の認定に際して不明な点がある場合は、医師に照会を行っております。そのため、当初の診断書の内容と異なる等級で認定される場合もあります。

※ 運動強度(メッツ/METs)とは...

メッツとは運動や身体活動の強度の単位です。安静時(静かに座っている状態)を1とした時と比較して何倍のエネルギーを消費するかで活動の強度を示します。

引用元 ...「厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト」

福島県障がい者総合福祉センター